

第 1 9 4 号 答 申

第 1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成26年 3月27日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

アクシデントレポートの行政文書請求の決定は、25総務第 139号の 3（以下「本件決定①」という。）と25病事務第81号（以下「本件決定②」という。）の文書番号であったが、所管が異なる理由がわかる文書

- 2 同年 4月14日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年 5月 9日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

- 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

行政文書請求の所管が 2箇所あり本請求には理由はあるはずである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定①及び本件決定②において、公開請求のあった行政文書はいずれもアクシデントレポートであった。

- 2 本件決定①を行った所管課は、名古屋市立大学事務局総務課（以下「総務課」という。）であり、本件決定②を行った所管課は、名古屋市立大学病院管理部事務課（以下「事務課」という。）である。
- 3 実施機関において、本件決定②を行う前に、総務課及び事務課の双方で口頭により事務分担について検討した結果、事務課が決定等を起案することとしたが、あくまでも口頭でのやりとりのため、その変更理由についての文書は存在しない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件決定①及び本件決定②について

- (1) 異議申立人が請求している行政文書は、平成25年度に実施機関が行った名古屋市立大学病院におけるアクシデントレポートの公開請求に係る 2 件の非公開決定について、所管課が異なる理由がわかる文書であり、その有無が争点となっているのでこれについて判断する。

- (2) 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

ア 平成25年12月27日、「平成22、23年度アクシデントレポート」について公開請求があり、実施機関は平成26年 2月19日、総務課の起案により本件決定①により非公開としている。

イ 同月25日、「平成24、25年度アクシデントレポート」について公開請求があり、実施機関は平成26年 3月11日、事務課の起案により本件決定②により非公開としている。

ウ 実施機関においては、「公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程」（以下「組織規程」という。）第 3条により、「名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）の規定に基づく情報公開に関すること」は総務課の分掌事務とされており、組織規程第 5条において、「病院の事務手続の総括に関すること」は事務課の分掌事務とされている。

エ 実施機関は、原則として名古屋市立大学病院の事務事業に関する公開

請求に対しては、事務課が病院内の他科部室課係と調整を行った上、総務課の起案により決定を行っている。

オ しかし、実施機関において本件決定②に係る検討が行われた当時、総務課が業務繁忙であり、本件決定②についての速やかな対応が困難であったことから、総務課及び事務課において協議を行い、事務課の起案により決定が行われることとなった。

カ そして、所管課の変更に関する総務課及び事務課における上記協議は、口頭で行われていたため、本件決定①及び本件決定②について、所管課が異なる理由がわかる文書は作成されていない。

(3) 以上のことから、本件公開請求の対象となる行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

(4) したがって、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 5月19日	諮問書の受理
6月27日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
7月28日	実施機関の弁明意見書を受理
8月 8日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成28年 3月18日 (第184回審査会)	調査審議
6月17日 (第187回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
10月21日 (第191回審査会)	調査審議
10月27日	異議申立人の意見陳述申出書を受理
平成29年 9月15日	調査審議

(第202回審査会)	
10月20日 (第 1回 第 1小委員会)	調査審議
11月10日 (第 2回 第 1小委員会)	調査審議
11月28日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久